

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年12月5日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	加 村 祐 志
同	齋 藤 智 彦

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

市民環境部 市民生活課、さわやか窓口相談室、市民協働課、人権推進課、文化振興課、住民課、環境保全課、市民環境政策課、環境施設整備室、東部環境事業所業務課・施設課、西部環境事業所業務課・施設課、消費生活センター、隣保館、葬斎場、支所（沖洲、津田、加茂名、加茂、八万、勝占）

2 対象期間等

平成28年4月1日から8月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成28年9月15日から11月28日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

市民環境部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

1 収入事務

- (1) 行政財産の目的外使用料において、納入期限の設定が遅いものがあった。
- (2) 行政財産の目的外使用料において、徴収時期が適正でないものがあった。

2 支出・契約事務

- (1) 決裁権者が適正でないものがあった。
- (2) 物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。
- (3) 物品購入や修繕において、契約書又は請書が作成されていないものがあった。
- (4) 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。
- (5) 補助金の交付事務において、実績報告書は事業完了後速やかに提出を受けるべきであるが、補助事業団体からの実績報告書の提出が遅いものがあった。
- (6) 契約書に契約の相手方の押印がされていないものがあった。
- (7) 契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。

3 財産管理事務

- (1) 行政財産の目的外使用許可において、決裁書に根拠法令、許可理由の記載がないものがあった。

4 その他

- (1) 管理職員特別勤務実績簿が、給料等の支給に関する規則に定められた様式で作成されていないものがあった。
- (2) 出勤簿に押印のないものがあった。
- (3) 指定管理業務の基本協定書の締結に係る決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。